

第 90 号議案

足立区立図書館条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 18 年 6 月 13 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区立図書館条例の一部を改正する条例
足立区立図書館条例（昭和 44 年足立区条例第 10 号）の一部を次の
ように改正する。

第 3 条を削り、第 4 条を第 3 条とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例
案を提出いたします。